

## 法哲学者野崎綾子によるH.アレント思想とリベラル・フェミニズムの

### 再解釈をめぐって

—「正義感覚」の涵養と「親密圏」の潜在的可能性—

齊藤 直子

#### 1. 問題の所在

本稿は政治哲学者H.アレントの著『人間の条件』における主要概念の一つであり、アレントが否定的な意味で概念化した「社会的なるもの the social」の解釈の可能性を、フェミニズムにおけるアレント受容という視点から考察するものである。資本主義経済の蔓延による民主的な政治形態の衰退した状態を表す「社会的なるもの」の概念のうちに、アレントが「親密圏 intimate sphere」および「親密性 intimacy」といった側面を見いだしていることをめぐっては、フェミニズムによるアレント思想にたいする(再)評価という根本的な部分にも関った、批判的な検討の可能性と論点が提示されている。

「親密圏」・「親密性」の問題について、A.ギデンズが『親密性の変容』において指摘するのは、私的領域における個々人のあいだの結びつきのなかに生じた親密な関係性の変容が、公的領域 (public space) にも及んでいるという点であった<sup>1</sup>。一方、最初に触れたようにアレントは、「親密圏」の概念的な起源を社会的領域(「社会的なるもの」)と呼ばれる空間に求めている。政治的な公共空間の再生を企図したアレント思想において、「社会的なるもの」は、政治的領域としての「公的なるもの the public」、家族の領域としての「私的なるもの the private」に對置され、公私それぞれの領域性を侵食していくものとして一貫して批判されている。このような社会的領域のうちに牛起し、従来私的領域において保護されてきた親密な他者との継続的な関係性を代替的に担い、社会的領域が強い耐え難い圧力への抵抗感覚を紐帯とした「親密圏」における結びつきについて、アレントは一定の意義を認めている。しかしながら、公的領域 (=政治的領域) に含意される公開性と「複数性 plurality」と呼ばれる多様な人びとの共在によって可能となる客観性の対極にある主観的かつ閉鎖的な性質ゆえに、社会的領域同様、「親密圏」

は否定されていくことになる。このようなアレントの解釈は、ギデンズあるいはフェミニズム思想が「親密性」と関係づける「セクシャリティ、愛情、エロティシズム」といった、人びとの個別具体性や身体そのものに纏わる事象と、このなかに含意される政治性を積極的に問おうとする問題意識から掛け離れたもののように映る。

こうした思想的態度からも予想されるように、アレントは当初フェミニズム思想から強い反発をもって迎えられている。ただし、1980年代を境にそうした状況は一変する。主に欧米のフェミニストたちによって牽引されていくこととなる再評価(アレント・ルネサンス)の気運は、時を同じくして、フェミニズム思想内部の多様化の進行と重なりを見せるのである。フェミニズムによる問題提起に限らず、新たな中間団体の取り組みのなかには、公私両領域にたいする具体的な働きかけを通じ、既存の「境界線」に直接見直しを迫ろうとする自覚的な問題意識が存在する。近年注目されるソーシャル・ネットワークにおける社会関係資本をめぐる動向やシティズンシップ、あるいはさまざまな種類の自助的なグループといった中間団体が、閉鎖性という側面に限らず、これまで一般的に前提とされてきたような婚姻にもとづく血縁関係・家族形態あるいは地縁といったものから、ある意味では完全に切り離された空間を醸成しつつある。そしてそこには、「親密圏」と私的領域とのあいだの白明視された接続を断ち切っていくための方途を模索する態度を見てとることができると思われる。

しかしながら、現況におけるこうした実践先行型の動向にたいして、「親密圏」概念の理論的な考察はやや後まわしとなっている感が否めない。管見の限りではあるが、実際、まとまった論稿集としては齋藤編(2003)<sup>2</sup>が、現在でももっとも詳しいものとなっている。そこで「親密圏」の概念に関する理論化を進めていくにあたり、先行する実践的な動向を踏まえ、「親

密圏(性)<sup>3)</sup>にたいする次のような問いを設定しておきたい。それは、「親密圏」という第三の選択肢/空間を導入し、公私の「境界線」に変換・再編を迫るという試みが、二元論にたいする超克や構造転換といった既存の論理と、いかなる点で異なるのかということである。権力にたいする対抗的な空間性とは別の側面を「親密圏」に見だし得るとするならば、そこにはどのような可能性が残されていることになるのか。

こうした問題に注目することは、教育の公共性・教育における公と私の問題にも反映されていくこととなるだろう。一例として、一時的な高まりを見せた家庭教育にたいする関心の喚起・推進という問題を思い起こしてほしい。倫理・道徳的な情操の部分への国家の介入にたいして生じる強い拒否感や抵抗の一方で、この間のゆとり教育にたいするバックラッシュ傾向については、危機意識が無批判的に共有されてしまうことから明らかのように、能力主義的な側面と教育における公共性の問題とは分かちがたく結びつき、国家と個人/家庭との関係を規定し続けている。これと同時に、私的領域にたいする不介入という強い規範意識は、「家庭教育の隘路」(本田)という事態の深刻さをも、文字通り「私」的な事柄と処するような情況として存続していると考えられるのである。

## 対象と方法

以上のように整理したうえで、本稿は法哲学者野崎綾子のリベラル・フェミニズム理論を柱として考察を進めていくものとする。リベラル・フェミニズムの再定位と称される野崎の議論の特徴について川崎修は、現代フェミニズムの問題意識を共有し、フェミニズムがリベラリズムに向けた伝統的な公私二元論への批判や、家族を権力性や政治性から切り離された領域として聖域視することへの批判を共有するものであるとしている。その一方で、野崎の議論は、現代フェミニズムがリベラリズムへの不信ゆえに、ともすれば人権や法制度・法的思考のもつ意義を軽視していることに強い違和感を示したものであり、リベラリズムを特色づける公私の区分そのものもつ政治性・権力性を改めて正面から見据えたものであるという<sup>4)</sup>。そしてこうした特徴を備えた野崎によるリベラル・フェミニズム理論とは、フェミニズム、リベラリズム論・正義論、家族論・家族法学のそれぞれの領域で展開された議論を別の領域に開くことで、各々の議論の隠されていた可能性と問題点をとを解明するものであると川崎は分析する<sup>5)</sup>。

以上のような特徴に加え、本稿では野崎が「親密圏」概念を、道徳感情の発達に纏わる「正義感覚 a sense of justice」の涵養の問題と結びつけている点に注目する。後述していくように野崎は、アレントが社会的領域に付した消極的な位置づけをアレント思想に内在的な立場から批判しつつ、同時に「親密圏」に潜在的な可能性を見いだしている。内在的な批判の展開という点に特徴づけられる野崎の議論は、俯瞰的な視野に立つなかでリベラリズム/フェミニズム双方向からの刷新(renovation)と、両者の架橋を試みる野心的にしてアクロバティックな企てであると言える。こうした方法論を野崎はアレント思想とフェミニズム理論のあいだにも採用していると考えられることから、アレント解釈の新たな展開という意味においても、野崎が標榜するリベラル・フェミニズム理論に関する理解は重要なものとなるだろう。

構成は次の通りである。まずフェミニズム思想史とフェミニズムにおけるアレント解釈を対照しつつ、一連の流れを概観的に整理する(第2章)。次に、野崎によるリベラル・フェミニズム理論についての基本的な問題枠組みを確認していくなかで、公私区分の再定位の問題と「社会的なるもの」にたいする批判的な視座とが、いかなる意味において接続されているのかという点を明らかにする(第3章)。最後に、アレント思想における「社会的なるもの」と「親密圏」の対応関係を整理したうえで、「親密圏」概念の潜在的可能性を、「正義感覚」の涵養という野崎の論点を通して検討する(第4章)。

## 2. アレント思想とフェミニズム理論をめぐる問題の概観

### (1) 「フェミニズムにおけるアレント問題」の所在

『ハンナ・アレントとフェミニズム—フェミニストはアレントをどう理解したか』の編者である B. ホーニッグは、日本語版序文「フェミニズムにおけるアレント問題」<sup>6)</sup>の冒頭、フェミニズムを含むあらゆる政治理論に関するアイデンティティ、エスニシティ、人種や人種主義、ナショナリズム、帝国主義、ポスト植民地主義といった問題が、アレントが急逝した1970年代半ば以降、アレント思想にたいする理論的再考をうながしてきた歴史/時代的事実が存在すると述べ、こうした動向は、「アレントがまったく興味を示さなかった」主題との関連で、とりわけフェミニズム思想に

において顕著な進展が見られたと説明している。

ホーニッグによれば、アレントはジェンダー・アイデンティティやセクシャリティ、身体といったフェミニズム的な関心を、政治的な問題として扱うことを不適切であると考え、こうした論題が公的領域を圧倒していくことを恐れる一方で、フェミニズムを大衆運動の一形態あるいはイデオロギーに過ぎないものとして立ち退けているという。それ故、これらの問題にたいしアレント自身は、間接的にほめめかす程度に過ぎなかったという<sup>7</sup>。このような思想的態度が、フェミニスト側からのアレントにたいする評価を決定づけてきたことは想像に難くない。ホーニッグはアレントとほぼ同世代に当たりホーニッグの先行世代に属するフェミニストたちと、ホーニッグら第二波フェミニズム（以降）にあたる世代を比較した場合、前者がアレント思想に批判的であるのにたいし、後者はアレント思想がフェミニズム理論に投げかける「今日性／関連性」を問題にしているとする<sup>8</sup>。前者にとってみれば、アレントの思想からホーニッグら後続世代が指摘するようなレバンスを感じることなど、論外だったはずである。それは、「男性イデオロギーに培養された女性の知性の悲劇」、「男性優位の規範とその必然性さえ容認している女性」といった評価のうちに端的に見てとることができる。

それではホーニッグら後者についてはどうだろうか。先行世代の評価から転じて、アレント思想にたいする再評価を可能にしていく背景には、いかなる要因が介在していたのか。また前者が問題にした点を、後者はいかにして解決しているのか。次節では、1980年代後半以降盛んとなるアレント思想にたいする再評価の動向を整理するなかで、上記のようなフェミニズム思想との関りを検討していく。

## （2）アレント・ルネサンスを可能としたもの 転換点としての1980年代

アレント・ルネサンスに至る直接的な契機ということでは、アレントの死後未刊行となっていた著作が出版されたことの影響が考えられる。アレント最晩年の著作であり、遺稿となった『精神の生活』が1978年に、更には、この未完の著作の最後部に当たるとされるカントの『判断力批判』をめぐるアレントの解釈が、『カント政治哲学の講義』<sup>10</sup>として生前の講義録をもとに相次いで刊行されたのである。また1982年に

E.Y.ブルーエルによる詳細な伝記『ハンナ・アレント伝』が出版されたことが、アレント研究において大きな役割を果たしてきたと考えられている。これらのテキストには、従来のアレント思想の範疇に収まりきらない論点が含まれており、特にアレント思想のごく初期を除いてほとんど触れられることのなかった哲学的な問題に関する志向性が、幾つかのテキストの刊行によって実証されてきた。時期的な前後関係からしても、アレント・ルネサンスはこうした一連のテキストによって用意されてきたと考えられる。

上述のような新たに刊行されたテキスト群の存在が、物理的な意味でアレントにたいする再解釈を可能にしているとすれば、直接的であれ間接的であれ、これらのテキストからフェミニズム思想は特に影響を受けてきたことになる。そしてそこにはフェミニズム思想内部における変化、1982年のC.ギリガン『もうひとつの声』<sup>11</sup>: *In a Different Voice* の刊行に端を発する、ジェンダー本質主義的フェミニズムの登場という大きな変化が関係していると推測されるのである。

## ジェンダー本質主義的フェミニズムの登場

ギリガン以降、先行世代のリベラル・フェミニストたちのジェンダー構築主義＝反本質主義的傾向にたいして、これとはまったく異なる立場から女性という性（sexuality）に特有な価値判断の基準が存在することを見いだしていく本質主義的な議論が盛んとなる。ジェンダー本質主義的フェミニズムは、リベラル・フェミニズムが「男性と等し並み」の平等を主張していく際、実際には男性中心主義的な価値観を受容してきた点を批判し、女性一性に備わった思考様式・立ち居振る舞いといったものに意義を認めるなかで、積極的な差異化を通じた平等の実現を志向する。ここから「正義の倫理 ethics of justice」に対置される、「世話の倫理 ethics of care」の議論が展開されていくことになる。第一波フェミニズム（リベラル・フェミニズム）と、ジェンダー本質主義的フェミニズムを含めた第二波フェミニズムを比較した場合、第二波フェミニズムは、既存の規範化された価値にたいし差異化を志向する点にもっとも顕著な違いが見いだされることになり、その核心には社会の構成原理たる思想的リベラリズムに向けられた問題意識が存在している。

「正義」を社会の諸制度における第一の徳であるとする、J.ロールズの説明からも明らかのように、リベラリズム思想は、「正義」を普遍的な価値基準とする一

方で、個人それぞれが抱く思想信条を私的な「善」（「正義」以外のあらゆる「徳」）にとらえ、「正義」の「善」にたいする優先性を主張する。「正義の倫理」とは、法のもとの自由・平等というリベラリズム思想の根本理念を支える道徳的価値観であり<sup>12</sup>、私的領域にたいする不介入・非干渉の原則、すなわち公私二元論的なリベラリズムの論理性を体現するものである。そして第一波フェミニズムをして、リベラル・フェミニズムとされる所以もここにある。リベラリズム思想の家父長主義的な側面を批判し、ジェンダー間に存在する不平等の問題を告発してきたはずのフェミニズム思想が、実際にはリベラリズム的な自由・平等を前提としていることにこそ、フェミニズムが直面する問題の源泉が存在するというのがジェンダー本質主義者たちの理解である。ジェンダー間の違いや私事とされ不問とされ続けてきた部分に潜在的な可能性を見だし「世話の倫理」への結実をみる差異化の戦略とは、単なるジェンダー役割をめぐる異議申し立てに留まらない、従来の規範化された価値体系にたいするオルタナティブと、リベラリズムの掲げる「正義」が汲みつくすことのできない問題を提示していくことになったと筆者は分析する。

### フェミニズムにおけるアレント思想の「今日性／関連性」

ジェンダー本質主義者たちが、ジェンダー間の差異や女性としてのアイデンティティを積極的に認める方向性を打ちだしたことは、先行世代が「男性と等し並び」の平等を志向していたことに鑑みると、フェミニズム思想に大きな変化をもたらしてきたことは間違いない。ただし、こうした変化はフェミニズム思想の理論的な深化を意味するだけでなく、対外的な、それ故より重要な意味において、次のような問題を露顕させていくことになる。すなわち、一元的に普遍化された道徳観・平等観が、実際には近代自由主義思想を背景とするリベラリズムの原理・原則を体現したものに過ぎないということ。その際、リベラリズムにおいて正当とされる価値体系から除外された／べき対象を「私的かつ特殊な思想信条を有する者」と見做すことで、人びとのもつ多様な志向性を押し込んできたこと。加えて、こうした特徴がロールズ的な解釈や井上達夫の主張する「正義の基底性」と表裏を成すという事実である。筆者が考える「世話の倫理」のもつインパクトとは、家族を中心とする私的な空間に課せられ

てきた役割を相対化することによって、従来とは異なる意味づけを可能にしたこと、更には、「正義」の概念の相対化に至るなかで、公私二元論という準拠枠そのものの是非へと問いを促していった点にある。

ホーニッグは、上記のような第二波フェミニズムにおけるフェミニズム理論とジェンダー研究における近年の発展を、言説化されたカテゴリー（人種、階級等）の強化を促していくような「二元論化されたアプローチ」にたいして企てられた挑戦であると分析する<sup>13</sup>。そしてホーニッグ自身は、アレントが『人間の条件』のなかで用いた「活動 action」<sup>14</sup>概念における「闘闘 agonial」性のうちに見いだされる破壊的な性質に注目するなかで、私的領域の棄却を通じ二項対立図式を粉砕することで、真の意味でのアレントの政治理論の完遂を主張する。アゴニスティック・フェミニズムと称されるホーニッグの議論とは、このようにアレント思想のもつレバンスを強く意識したものであり、それは次のような説明からも明らかである。「なぜいまアレントなのか。わたしがここでアレントに目を向けるのは、ジェンダーの理論家としてでも、女性としてでもなく、フェミニストの政治を大いに助けてくれるであろうアゴニスティック（闘闘的）でパフォーマンス（行為遂行的）な政治の理論家の一人としてである。（・・・）彼女の政治観が持つアゴニスティックでパフォーマンス的な衝動を基にしてアレントを読むとすれば、彼女の政治観を生かすためにも、公的な領域と私的な領域の区分をアブリオリに確定することに抗わねばならないだろう。」<sup>15</sup>

アレント思想との対峙という意味においても、更にはリベラリズム思想との相克という意味においても、「二元論的なアプローチ」という問題がフェミニズムにとって避けて通ることのできないものであることが、ホーニッグの説明のなかに鮮明に見てとれる。また公私区分の棄却という観点については、一見するとかなり極端な議論に走っているように映るかもしれない。しかしながら、ジェンダー本質主義的フェミニズムが、ホーニッグとまったく逆の立場から、つまり解消されるべき問題は公的領域の方にあるとして、「世話の倫理」あるいは（次のように結論づけることについては異論があることも考えられるが、）N.フレイザーの「普遍的ケア提供者モデル」<sup>16</sup>といった議論に見られる、従来においては省みられることのできなかった価値の普遍化を提唱していることを考えれば、視点こそ異なれホーニッグとジェンダー本質主義者たちの議論はかなり

似通った論理性を備えていることになる。そうであるとすれば、アレント思想にたいする再評価を可能にするための鍵は、ホーニッグの提示した「二元論的なアプローチ」という問題関心のうちに集約・共有されると考えられる。

### 公私二元論の問題性

しかしながら、こうした解釈には根本的な疑問が付き纏う。公私二元論の棄却という戦略の現実性および有効性という点も然ることながら、私的領域の解体あるいはそれとは逆の、私的領域に潜在的な価値の普遍化による既存の価値体系からの転換という試みが、新たな価値の一元化を志向してしまうのではないかという危惧を拭いきれないからである。この時、先行世代にたいする反省のもと、差異化という価値の多元的なあり方を希求していたはずの第二波フェミニストたちの戦略は、矛盾を来していることになる<sup>17</sup>。

ただし、フェミニズムが抱えるこうしたジレンマに関して、自覚的なフェミニスト・アレント論者がいることも事実であり、ホーニッグが引用する M.ディーツもその一人である。ディーツは、フェミニスト・アレント論者たちが総じて採用してきた解釈上の方法論が、アレントのテキストを二項対立の解釈図式からなる論理の下に置くという戦略に従っているとし、先行世代に限らず自らを含めた現代のアレント論者たちが依然としてこうした方法論を共有していると指摘する<sup>18</sup>。また『ハンナ・アレントとフェミニズム』の翻訳者の一人である岡野八代は、現代のフェミニズム思想が様々な場面で直面する問題（「差異か平等か」、「個人の権利か、集団の権利か」、「女性という主体の脱構築か主体の確立か」、「個人の権利重視か人と人との間の関係性重視か」といった二項対立）、身体性や自己決定権、私的所有権、表現の自由をめぐる議論のいずれもが、リベラリズムとの対話（対決）から生じたものであると分析する<sup>19</sup>。

ディーツと岡野がホーニッグと異なる点は、あらゆる手段を講じたところでフェミニズムがリベラリズムの論理のうちに絡めとられてしまうという、その事実を認めていることであろう。「なぜ、リベラリズムの「思想」は、フェミニズムの「思想」との間にある種の緊張を生むのか。」<sup>20</sup>という岡野の問いかけは、リベラリズムとの対話を放棄するのではなく、その意義を改めて問い直していくことへの提言とも受け取れる。こうした問題を正面から取り上げるのが、リベラル・フェ

ミニズムの再定位を標榜する野崎綾子のフェミニズム理論である。そこで次章以降では、アレント思想を媒介とした野崎の議論の特徴とその理解を通じ、上記で示された問題を検討していくこととする。

### 3. アレント思想と野崎綾子によるリベラル・フェミニズム理論の接点

#### (1) 野崎理論の基本的視座

ここで改めて、野崎の解釈に従ってフェミニズム思想の流れを確認しておくことにしよう。野崎はフランス革命時にまで遡る近代自由主義（liberalism）思想にリベラル・フェミニズムの原型を求め、その後 20 世紀初頭までの一連の潮流をリベラル・フェミニズム＝第一波フェミニズム思想ととらえている。1950 年代にリベラル・フェミニズムにたいするフェミニズム内部から生じた批判は、1980 年代以降、フェミニズム思想の多様化と後続世代（第二波フェミニズム）による、先行理論であるリベラル・フェミニズムへの反省のなかで発展していった。その際、批判の焦点となったのが、男性並みの解放と呼ばれるような平等観や思考様式といったリベラル・フェミニズムに内在するリベラリズム思想からの影響であり、こうした状況は社会構築主義的なリベラル・フェミニズムへの反省と相俟ったジェンダー本質主義的フェミニズムの隆盛や、ホーニッグの議論に見られるような公私の概念区分そのものを否定するラディカル・フェミニズムの動向として顕在化していく。川崎が指摘したように、野崎はこの一連の理論的展開と深化が、フェミニズム理論の原点たる自由・平等といった近代的理念を忘却し、国家と社会・個人の関係にたいする問題意識の希薄さを招来したと分析する。そのうえで自らの立場が、これら諸領域を支配する原理を構造的・横断的に考察する政治哲学／法哲学としてのフェミニズム思想の再構築を課題とした、リベラル・フェミニズムの再定位を目指すものであると説明している<sup>21</sup>。

前章で概観してきたような「平等」をめぐる二つの志向性（平等志向／差異志向）について野崎は、ジェンダー間の差異の消滅を意図する平等志向と、差異の隔離を意図する差異志向が、それぞれ社会構築主義／ジェンダー本質主義と結びつきやすいと指摘し、こうした状況を「フェミニズムのアポリア」と呼ぶ<sup>22</sup>。「平等」概念をめぐる「フェミニズムのアポリア」において、前者が制度上の平等の達成を企図するのにたいし、

後者は制度上の平等の達成後も、依然として男性に優位な社会構造が維持されていることを問題にする。野崎は自らの立場が基本的には平等志向に与するものであるとしながら、制度上の平等において汲みつくすことのできない「潜在的経験や感覚の水準」における不平等を是正していくために、新たな平等の方向性を模索していく必要を説く<sup>23</sup>。これらを踏まえ、リベラル・フェミニズムの再検討（再定位）に際する基本的理念に、正義の基底性、公共的なシティズンシップ、自律の尊重の三点を挙げ、具体的には公私区分の再定位とケイパビリティの問題が論じられていく<sup>24</sup>。このうち筆者が注目するのは、公私区分の再定位に関する部分である。

## （2）野崎理論における批判の焦点—公私区分を再定位すること—

リベラリズムを支持する立場から、公私二元論の見直しを通じた性別役割分業における格差の是正を目指すことについて野崎は、「公共的に強行し得る価値を限定することによって、個々人の「私」的決定に委ねることが残しておく」というリベラリズムの考え方にその理由は求められるとする<sup>25</sup>。野崎の解釈に従えば、公私区分の再定位とは、それぞれの領域の固有性を認めたくて既存の区分に変更を迫ることであり、「再定位された公私の境界線をどう定めるのか」<sup>26</sup>という問題が、新たな平等のあり方としての「第三の道をいく選択」の鍵ということになる。アレントからの影響は、まずこの平等に纏わる理解において確認できる。

野崎は「異なるもの／等しくないものの平等」というアレントの平等観について、『異なるものの平等』の考え方は、異なる人々の差異を縮減して均一化することによって平等を達成するのではなく、異なる人々を、その差異を残しながら（あるいは、その差異にもかかわらず）公共の領域に包含し、平等を達成しようとするところに特徴がある。<sup>27</sup>と述べ、これが男性中心主義への傾倒、および差異化の主張による共同体主義への埋没といった事態を同時に回避していくものであるとする。更に、「アレント的平等の妥当領域」を問題にし、アレント自身が「異なるものの平等」という平等観を政治（公）的領域のみに限定していることについて、こうした傾向はアレントが社会問題を政治によって解決していくことに消極的であったことに起

因すると野崎は分析する。そして、女性が被ってきた不利益の問題は、「法律的なレベル＝アレントの言う「政治」のレベル」においては、もはや平等はほとんど達せられたということができるのであり、問題はむしろ社会におけるレベルの問題にあるという<sup>28</sup>。

こうした指摘は、性別役割分業における格差のような、法制度的な平等に回収され得ない「潜在的経験や感覚の水準」におけるジェンダー間の不平等の解消という野崎の問題意識に符合するものであるが、アレント思想にたいする解釈という点においては、ややねじれを含んだものであると言えよう。野崎の問題の核心には、アレントが政治的なレベルに限定した「異なるものの平等」の妥当領域を、社会のレベルにおいていかに達成していくかということ、「アレント自身とは異なり、このアレント的平等の観念を、社会の領域にも及ぼしていこうとする」<sup>29</sup>意識が存在する。つまり、新たな平等観の採用による「フェミニズムのアポリア」の解消と、公私の境界線の変更という課題が、アレントを媒介にして接続されているのである。このような野崎の解釈は、「社会におけるレベルの問題」にたいするアレントの思想的態度への批判でもともとと考えられる。そして次に問題となるのが、「社会的なるもの the social」の概念ということになる。次章では、アレントによる「社会的なるもの」の解釈を確認し、アレント的な平等観を社会的領域へと拡大していこうとする際の、野崎の論点を検討していくことにしよう。

## 4. 「社会的なるもの」に潜在する可能性—「親密圏」と「正義感覚」をめぐって—

### （1）アレント思想における「社会的なるもの」の概念

#### 政治化する「抵抗不可能な身体」の必要

『人間の条件』においてアレントは、「私的なものでもなく公的なものでもない社会的領域の出現は（・・・）近代の出現と時を同じくし、その政治形態は国民国家に見られる」<sup>30</sup>と述べ、政治的領域としての公共空間が衰退していく理由を次のように分析している。すなわち、「政治が社会の機能となったおかげで、二つの領域のあいだに重大な深淵があることを認めることができなくなった。これは理論あるいはイデオロギーの問題ではない。というのは、社会が勃興し、<sup>オイクス</sup>「家族」あるいは経済行動が公的領域に侵入してくるとともに、家計と、かつては家族の私的領域に関連していたすべ

ての問題が「集団的」関心となったからである<sup>31</sup>。このようにアレントは、「家族の集団が経済的に組織されて、一つの超人間的家族の模写となっているもの」を、「社会的なるもの」(社会的領域)と定義する<sup>32</sup>。

また、『人間の条件』と同時期に執筆された論文においてアレントは、社会的領域が台頭してくるそもそもの原因が政治的背景たるリベラリズム思想にあるとして、次のように批判している。「自由主義<sup>リベラリズム</sup>は、その名称にもかかわらず自由の概念を政治の領域から締め出すのに一役買って来た。自由主義の哲学によれば、政治は生命の維持とその利害の保全をもつばらの関心事とせざるをえないからである。こうして生命が危険にさらされるときには、すべての行為は明らかに必然性の支配下におかれる。生命の必要に配慮すべき固有の領域は、巨大なそしてますます拡張しつつある社会的・経済的生活の圏域であり、その管理運営は、近代の初頭以来絶えず政治の領域に影を落としてきた。」<sup>33</sup>

以上のようなアレントの解釈については、『人間の条件』と並ぶアレント初期の著書『革命について』に言及したホーニグの分析<sup>34</sup>に詳しい。『革命について』では、「欠乏した身体のために、ある要求が公然と掲げられた」ものとしてフランス革命における民衆の蜂起行動が批判されており、アレントはここに行動主義および大衆社会の出現と、家政に纏わる関心事の管理によって政治的空間が横領されていく原因を見いだしているとホーニグは分析する。これを踏まえると、アレントが問題視する政治的領域の衰退とは、「抵抗不可能な身体が必要」から人びとが経済活動に駆り立てられていくなかで生じる利害の調停あるいはこの管理といった事柄が、政治的な係争事項として扱われていくことで惹き起こされてきたことになる。つまり、アレントは政治の復活という課題を、「社会的なるもの」の解消による公私領域の再生という枠組みとして把握しているのである。

### 「社会的なるもの」と「親密圏」の関係

更にアレントは、近代の私生活が政治的なものとの対立以上に(少なくともそれと同じ程度に)社会的領域と鋭く対立し、このような対立関係が形成されていく過程において、近代の私生活の重要な機能である「親密なるものを保護する」という面でも、「社会的なるもの」による「私的なるもの」の侵食という問題が進行しているとする<sup>35</sup>。では何故、人びとが「社会的なるもの」のうちに親密な関係性を見いだしていくのかというこ

とになるのだが、これについては上記のような生命・身体に関する問題とともに、「人間の魂をねじまげる社会の耐え難い力にたいする反抗や、それまで特別の保護を必要としなかった人間の内奥の地帯にたいする社会の侵入にたいする反抗」<sup>36</sup>という問題が指摘される。アレントによれば、こうした反抗的な態度は、「社会的なるもの」が押しつける一様化の要求としての画一主義(conformism)に向けられたものであり、J.ルソーが社会的領域に「親密なるもの intimacy」の特徴を見いだしていく理由も、この点に求められるという<sup>37</sup>。つまり、「親密なるものを保護する」という側面だけを見ると、社会的領域の私的領域にたいする侵食という問題は、同時に／あるいは一方において、社会的領域が人びとに迫る画一化の圧力にたいする抗いを意味しており、この時、「親密圏」(「親密なるもの」の空間)は社会的領域にたいして、内在的かつ対抗的な位置を占めていることになる。

「親密なるものを保護する」ことにおいて、「親密圏」と社会的領域のあいだには更なる解釈上の問題がはらまれている。「近代が親密さを発見したのは、外部の世界全体から主観的な個人の内部へ逃げるためだったように見える。この個人の主観は、それ以前には、私的領域によって隠され、保護されていたものである。」<sup>38</sup>という指摘からも明らかのように、アレントは「親密なるものを保護する」ことを、「外部の世界全体から主観的な個人の内部へ逃げること」であると説明する。そして、ここで「個人の内部への逃亡」が意味することとは、私的領域に関する次のような指摘のうちに含意された内容と考えられる。すなわち、「他者によって見られ／聞かれることから生じるリアリティを奪われていること、物の共通世界の介在によって他者と結びつき、同時に他者とのあいだで適切な距離が保たれた、「客観的」な関係を奪われていること」であると<sup>39</sup>。

他者によって見られ聞かれることとは、『人間の条件』における言論を通じた政治的行為(「活動」)が成立するための条件であるだけでなく、「現われの空間」と呼ばれる政治(公)的領域の実現と「異なるものの平等」の保障というアレント思想を徹底する問題でもある。そもそも私的領域と公的領域の相補的な関係が前提とされていることを考えれば、公私領域が対照関係(対概念)として把握されているのは当然と言える。しかしながら、アレントは社会的領域とこれにたいする対抗圏としての「親密圏」を、自己充足的な「人間存在の主観的な方式」であるとして、多様な他者の

介在する客観性に裏づけられた公的領域のような確実な場所をもつことができないと指摘している<sup>40</sup>。こうした指摘は、社会的領域における画一主義を批判した部分に呼応すると考えられるが、アレントは同様の問題を「親密圏」のなかにも見いだしている。それを示唆するのが、「共苦 sympathy」という感情の共有によって共通世界が形成されることはないとするアレントの分析であろう<sup>41</sup>。このような見解は、アレントが自身の出自でもあるユダヤ人問題に内在するパーリア（賤民）思想を厳しく批判する際の、マイノリティ擁護もしくはアイデンティティ・ポリティクスにたいする問題意識に連なるものである<sup>42</sup>。

以上のような「社会的なるもの」および「親密圏」に付き纏う問題に関して、社会的領域を画一主義によって特徴づけるアレントの分析とは異なり、野崎が「異なるものの平等」を社会的領域において保障していく必要を説いていたことを思い返してほしい。上記のようにアレントが「親密圏」と「親密圏」の外部（社会的領域）との葛藤のうちにはらまれる主観的（にして自己閉塞的）な論理性を批判しているのにたいし、野崎は「親密圏」の内部における構成員の自由と秩序という観点から、「正義感覚 a sense of justice」の涵養という問題を問うことによって、「親密圏」という閉じられた空間に客観的な「視点」を導入していくことを提案する。そしてそれは、普遍的な「正義」の理念を、「親密圏」のもつ固有の意義に照らした原理として編み直していくことで、従来明確には意識されてこなかった問題（「潜在的な経験や感覚の水準」の不平等）にたいする意識化をうながし、「具体的な状況において、特定の分担が正しいか正しくないか判断する能力」を育んでいくことであるという<sup>43</sup>。

また、野崎は「正義感覚」の涵養という問題を、井上達夫の「解釈的自律性」の獲得の議論、更にはカントの「反省的判断力」の概念を媒介とした法的判断と道徳的判断をめぐる議論へと接続していくことを構想していた。「反省的判断力」の概念については、アレント最晩年の未完の著『精神の生活』の最後部に当たるとされる「判断力 judging」の概念が、「反省的判断力」から着想を得た「政治的判断力」を論じるものだったと考えられており、この点についても野崎の議論におけるアレントからの影響が指摘されている<sup>44</sup>。こうしたことから、リベラル・フェミニズムの再定位と称される野崎の理論的展開において、「親密圏」と「正義感覚」という論点は、もっとも重要な問題を提起して

いると考えられる。

## （2）「親密圏」と「正義感覚」の涵養

### 「親密圏」における「正義」の是非

「親密圏」と正義感覚<sup>45</sup>と題された論考において、野崎はまず最初に齋藤純一の「親密圏」に関する次のような説明を引用する。これによれば、「親密圏」とは具体的な他者の生/生命への配慮・関心によって形成・維持される空間であり、人称的かつ間-人格的（inter-personal）な関係にもとづくなかで、構成員の生命・身体への配慮が人びとを繋ぐメディアとなる空間とされる<sup>46</sup>。また、野崎の引用するこのような基本的な定義に加え、「親密圏」と（小）家族とを「愛の共同体」として同一視することの問題性を、齋藤が指摘していることをここで注記しておきたい<sup>47</sup>。

野崎は「親密圏」の中核的存在を家族に見いだしているのであるが、「家族からの退出可能性をも確保して、より公共性（圏）へ開かれたものとしたのが親密圏と考えられる」<sup>48</sup>という指摘からは、家族を「愛の共同体」と見做し、「親密圏」をその延長線上に位置づけることへの批判がうかがえる。このような認識にもとづくなかで野崎は、「自由・平等の原理や、自発的契約の原理を総括する上位概念と考えられる正義の理念が、家族にも適用されるのか」という問いを立てる<sup>49</sup>。こうした問題意識は、「親密圏」および家族という空間に課された「愛の共同体」というフィルター、あるいはこのなかに含意されるアレントが批判した主観主義的傾向や付随する閉鎖性といった性質を、前述のような「潜在的な経験や感覚の水準」の不平等を生じさせるそもその根拠ととらえ、これを既存の（リベラリズム的な）「正義」の理念によって解決していくことの可能性、もしくはその是非を問うものであると推察される。

### 「世話の倫理」から「正義感覚」へ—「正義感覚」の涵養がもたらす意味—

ただし、野崎のもつ問題意識が、フェミニズム内部に向けられたものであることも見逃すべきではないだろう。というのも、こうした野崎の問いには、第二波フェミニズムの登場以降、「世話の倫理」の提唱を経て、ホーニッグのアゴニスティック・フェミニズムの例に見られるようなラディカル・フェミニズムの論調に至る、フェミニズム思想を総括するような意味合いが込

められていると考えられるからである。そしてそれは同時に、野崎が企図するリベラル・フェミニズムの再定位という課題にも直結するものである。そうであるからこそ、野崎は公私それぞれの領域の固有性を維持するという立場から、普遍主義的なルールとしての正義の理念を、家族や「親密圏」の領域において適用していくための「ぎりぎり譲ることのできない正義の理念」へと編み直していくために、「正義感覚」の概念を提起しているのである。

「正義感覚」の基本的な定義について、野崎はこれを「ルール適合性の判断を行う能力の萌芽となるような、なにが正義に合うのか適わないのかを判断するための基本的な感覚」<sup>50</sup>と説明している。ここで筆者が注目するのは、野崎が「正義感覚」を「判断を行なう能力の萌芽」あるいは「判断を行なうための基本的な感覚」のような、個別具体的な経験や直接的な体験に根ざしたところから導きだされるものと考えている点である。野崎のこのような認識は、次の二つの観点において具体的に示されている。一点目は、A.スミス『道徳感情論』における、「公平な観察者 *impartial spectator*」という視点への着目である。野崎は「正義感覚」を、「人間の社会的行為や感情の妥当性を判定する「適宜性 (*propriety*)」の原理」のモデルとして、「公平な観察者」の視点を内面化し、反実仮想的な第三者の視点から客観的な同意の是非を問うていくことであると定義している<sup>51</sup>。そして二点目は、子どもの道徳的発達のために言及した部分である。野崎によれば、「子どもの健全な発達のためには、親の子どもに対するサンクションが正当な範囲にとどまる必要がある」であり、「家族は、子どもが公的領域において要求されることとなる正義感覚を身に付けるための最初の学校としての役割を果たす」ことになるという<sup>52</sup>。このような二つの観点は、「親密圏」および私的領域において求められる「正義」の在り方の問題を通して、これらの空間が担う「正義感覚」の涵養という役割を、野崎が重要視していることを明らかにするものである。つまり、「正義感覚」の涵養という視座には、いかにして「親密圏」を客観性に開かれた空間にしていこうかという野崎の問題意識が反映されており、同時に、リベラリズムが前提とする私的領域にたいする不介入・非干渉という原則の見直しが見出されているのである。そしてそこには、「親密圏」にたいするアレントの批判的な解釈を再解釈するという意図も含まれるはずである。それを裏づけるように、「親密圏」からの退出の権

利、あるいは既存の公共圏にたいする批判的公共空間（対抗圏）としての「親密圏」のもつ可能性といった論点が、構成員の自由の実効的な確保を問題とするのにたいし、野崎自身は「自由な秩序を支えるものは何か」という問題を認識していくための「最も基本的な「文法」」として、「正義感覚」が要請されるべきであると結論づけている<sup>53</sup>。

## 5. おわりに

以上のような「親密圏」と「正義感覚」をめぐる野崎の議論の背景には、すでに確認してきた通り、アレントの「異なるものの平等」のあり方を社会的領域において保障していくことで、「潜在的経験や感覚の水準」におけるジェンダー間の不平等を是正していこうという課題が存在していた。「正義感覚」を育み/求める空間として「親密圏」を形成していくことは、しかしながら、単に自律的な個人相互のメンバーシップを担保するためのものではない。そこにはアレントが「異なるものの平等」の例に挙げる「医者と農夫」という社会的な身分には還元することのできない、あるいはそれを拒む、「感覚」における異なりを自覚的に問うことを通して、他者と共に在ることを引き受けていくことの意味へと問いを促すものなのではないだろうか。

## 注

<sup>1</sup> A.ギデンズ/松尾精文・松川昭了訳『親密性の変容—近代社会におけるセクシャリティ、愛情、エロティシズム』（而立書房・1995）14頁。

<sup>2</sup> 齋藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版・2003

<sup>3</sup> 以降本論では、「親密圏」と「親密性」をほぼ同義的にとらえ「親密圏」と表記することとする。

<sup>4</sup> 川崎修「フェミニズムとリベラリズムの革新」野崎綾子『正義・家族・法の構造変換—リベラル・フェミニズムの再定位』勁草書房・2003所収論文 214-215頁。

<sup>5</sup> 同上 213頁。

<sup>6</sup> B.ホーニッグ編/野八代・志水紀代子訳『ハンナ・アレントとフェミニズム』未来社・2001〔=*FEMINIST INTERPRETATIONS OF HANNAH ARENDT*, The University of Pennsylvania State Press, 1995.〕（日本語訳本文）

<sup>7</sup> 同上 11頁。

<sup>8</sup> ホーニッグの分析においては、第二波フェミニズム

(1960年代以降～1980年代)とポスト第二波フェミニズムとされるラディカル・フェミニズム(1990年代～)が区別される。

9 ホーニグ編前掲書 14頁。

10 H.アレント著・R.ペイナー編/浜田義文監訳『カント政治哲学の講義』法政大学出版局・1987 [= *Lectures on Kant's Political Philosophy*; The University of Chicago Press, 1982.]

11 C.ギリガン/岩尾寿美子監訳『もうひとつの声』川島書店・1986

12 ロールズと井上は、後述する野崎綾子の思想形成に大きな影響を及ぼしているのであるが、野崎と同世代の社会学者北田暁人の展開するリベラリズム理論、特にロールズ＝井上とは明らかに異なる「正義」のとらえ方のうちには、リベラル・フェミニズム理論の再解釈という野崎の試みに共通する問題意識が認められる。北田の議論については『責任と正義—リベラリズムの居場所—』(勁草書房・2003)を参照。

13 ホーニグ編前掲書 12-13頁。

14 「活動」は、「労働 labor」・「仕事 work」に對置される『人間の条件』における主要概念の一つである。

15 B.ホーニグ/岡野八代訳「アゴニスティック・フェミニズムに向けて」(ホーニグ編前掲書所収論文) 194-195頁。ホーニグの議論に関しては、ホーニグ/岡野八代訳「差異、ディレンマ、ホームの政治」(『思想』岩波書店・1999-886号所収論文)を併せて参照。

16 フレイザーの「普遍的ケア提供者モデル Universal Caregiver Model」に関して、野崎は次のように説明する。「これは、男性を女性＝主要なケアワークを行う人々に近づけるというモデルである。女性の現在のライフ・パターンを万人にとっての規範とするのである。このモデルを採用することは、現存する性別役割分業を壊乱し、社会秩序の構成原理としてのジェンダーの突出を減少させることを意味する。このように、「男並み」でも「差異志向」でもない第三の道をいく選択は魅力的に映る。「普遍的ケア提供者モデル」は、性別役割分業の問題にうまく対処するとともに、ケアワークの私的領域・社会(市場など)・国家の適切な分担を示唆する点で優れている。」(野崎前掲書 28頁)。このように野崎は「普遍的ケア提供者モデル」を第三の道をいく選択として評価するのであるが、「女性の現在のライフ・パターンを万人にとっての規範とする」という一節からは、「差異志向」的な傾向がうかがえる。

17 この問題について、「差異志向」に関する野崎の次のような分析を引用しておきたい。「女性の特徴を称揚

するという方向は、その特徴を、その美点ゆえに男性にも担わせるための現実的な方策の伴わない限り、現実存在するジェンダー構造を変革するポテンシャルには乏しいと思われる。「女だけのユートピア」は、女性の多様性に鑑みると、さらに現実性に乏しいばかりか、女性の多様性を縮減し、同化させることにつながる可能性をもっている。」(野崎前掲書 27頁)。

18 ホーニグ編前掲書 37頁。

19 岡野八代「リベラリズムの困難からフェミニズムへ」(江原由美子編『フェミニズムとリベラリズム』勁草書房・2001所収論文) 6頁。

20 同上 6頁。

21 野崎前掲書 3頁および 13頁。

22 同上 22頁。

23 同上 24-29頁。

24 同上 32頁。

25 同上 43頁。

26 同上 44頁。

27 同上 98頁。

28 同上 100頁。

29 同上 107頁。

30 H.アレント/志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房・1994 [= *The Human Condition*, The University of Chicago Press, 1958.] 49頁 (p.28)。

31 同上 54-55頁 (p.33)。

32 同上 50頁 (p.28-29)。

33 「自由とは何か」:Freedom and Politics (引田隆也・齋藤純一訳『過去と未来のあいだ』みすず書房・1994 [= *Between Past and Future*, Penguin Books, 1977. 所収論文] 210頁 (p.155)。

34 ホーニグ編前掲書所収論文 199頁。

35 アレント前掲書 60頁 (p.38)。

36 同上 61頁 (p.39)。

37 同上 62頁 (p.39)。

38 同上 98頁 (p.69)。

39 同上 87頁 (p.58)。なお、当該箇所は筆者訳出。

40 同上 61頁 (p.39)。

41 同上 85頁 (p.57)。

42 齋藤純一によれば、アレントが「親密圏」に社会的紐帯の萌芽・形成の可能性を見いだすことに否定的であるのは、客観性を欠いた「親密圏」の内部においては、過度の近しさによって人間関係の距離感を喪失していく危険性や、異他的なものを排除する閉鎖性が伴うためであるという。(『親密圏と安全性の政治』齋藤編前掲書所収論文) 217-218頁。

43 野崎前掲書 172頁。

44 同上 251頁(井上達人による解説「野崎綾子—人と作品」より)。

45 同上所収論文。なお、初出は齋藤編前掲書所収。

46 同上 155頁。

47 齋藤純一『公共性』(岩波書店・2000) 93頁。

48 野崎前掲書 173 頁。

49 同上 156 頁。

50 同上 167 頁。

51 同上 170-171 頁。

52 同上 169-170 頁。

53 同上 174 頁。

#### 引用・参考文献

H.アレント／志水速雄訳『革命について』筑摩書房・  
1995

平塚真樹「日本の若者問題をめぐる‘公共圏と規範’  
(樋口明彦他編著『若者問題と教育・雇用・社会保  
障—東アジアと周縁から考える』法政大学出版局・  
2011 所収論文)

本山由紀『家庭教育の<隘路>』東京大学出版・2008

A.スミス／水田洋訳『道徳感情論(上)・(下)』岩波書  
店・2003